

いわき都市計画一団地の住宅施設の決定
【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

都市計画平泉崎一団地の住宅施設を次のように決定する。

名 称	平泉崎一団地の住宅施設		
位 置	いわき市平泉崎字砂田及び字下百目木の各一部の区域		
面 積	約 2. 6 h a		
建築物（密度）の限度	容 積 率		8／10以下
	建ぺい率		5／10以下
	建築物等の用途の制限	一戸建て住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅を含む。）	
		敷地面積の最低限度	
		壁面の位置の制限	
	備 考	1 地盤面からの建築物の高さの最高限度は、10mとする。 2 建築物の各部分の高さは、前面道路の反対側の境界線からの水平距離に1.25を乗じて得たもの及び前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。	
		かき又はさくの構造の制限	
戸数の予定	高 層	—	
	中 層	—	
	低 層	約 70 戸	
	計	約 70 戸	
配置の方針	公共施設	道 路	幅員6mの道路を団地の規模及び形状、住宅の配置、既存道路との接続状況等を勘案し、配置する。
		公園及び緑地	団地内の公園は、良好な住環境を確保するため、団地の規模に応じて、適正な規模で配置する。
		その他の公共施設	上 水 道 いわき市上水道により供給する。 下 水 道 汚水：いわき公共下水道に接続する。 消防水利 消火栓を適正に配置する。 調 節 池 住宅団地の整備に伴う流量増対策として、河川及び排水路の流下能力を考慮し、調節池を設置する。
	公益的施設	—	
		住 宅	住宅は、近接する既存の市街地との調和に配慮しつつ、道路、公園の配置等を総合的に勘案し、良好な居住環境が確保されるよう、一戸建て住宅約70戸を配置する。

「区域、公共施設、及び住宅の配置の方針は計画図表示のとおり」

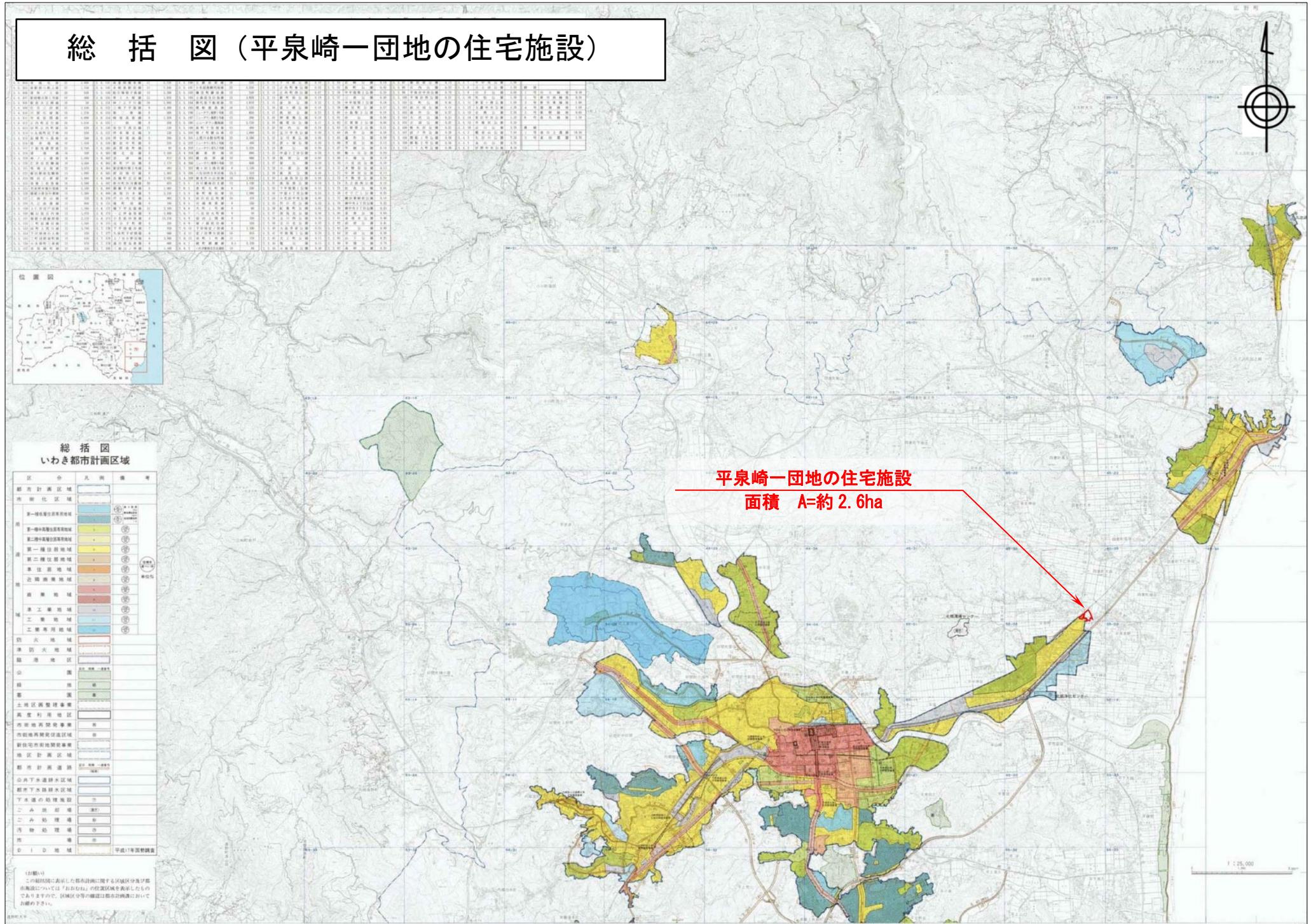
理 由

本市では、東日本大震災以降、市内の津波被災者の住宅再建をはじめ、双葉郡等からの避難者の受入れ等の増加に伴い、宅地需要の増加や地価の高騰など、市民生活への影響が顕在化しており、新たな住宅用地の確保が求められているところです。

当地区は、東日本大震災以降の宅地需要の増加に対応するため、平成 26 年 7 月 16 日に策定した「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」に基づき選定した候補地であり、民間活力を活用した、宅地造成事業による計画的な住宅・宅地供給を図ることとしております。

のことから、東日本大震災による津波被災者や双葉郡等からの避難者の住宅再建に加え、市内における持家住宅希望者への計画的な住宅・宅地供給に向けて、当地区においては、近接する既存の市街地との調和に配慮しつつ、良好な居住環境が確保されるよう、一戸建て住宅約 70 戸と、道路、公園等の公共施設の総合的な整備を図るため、復興整備計画に記載し、本案のとおり一団地の住宅施設を決定しようとするものです。

総 括 図 (平泉崎一団地の住宅施設)



計画図（平泉崎一団地の住宅施設）

